

第 章 児童・生徒をとりまく今日的課題への対応

《Q.15》いじめ問題

いじめ問題の解消のためにはどのように取り組んだらよいか。

1 いじめとは

いじめは自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手に深刻な苦痛を感じさせる問題行動です。具体的には、冷やかす・からかい、言いがかり・おどし、なぐる・ける、仲間はずし・無視物をかくしたりよごしたりする、用事を言いつけるなどの行為をさします。いじめは人権に関わる重大な問題であり、子どもの内面を将来にわたって傷つける大変深刻な問題です。いじめは昔からあったとが、大人の社会にもあるなどという考えがある限りは、いじめの問題を解決することはできません。どのような社会にあっても「いじめは絶対に許さない」という認識を皆がもつことが大切です。

いじめの発生状況(神奈川県)

(平成 16 年度)

	小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護学校
学 校 数	879	417	171	39
発生学校数	126	311	70	3
割 合	14.3%	74.6%	40.9%	7.7%
発生件数	252	1,405	136	11

「文部科学省平成16年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

2 いじめ問題の解決に向けた取組

(1) PTAとしての取組

いじめ問題への認識を深めましょう。

会員が共通した認識を有することが大切です。私の子どもは関係がない、自分のクラスの子どもは関係がないということはありません。たとえ現在行われていなくても、将来発生することを未然に防ぐためにも、研修・学習会等で全員の共通理解が必要です。

「いじめは許さない」という姿勢を示しましょう。

現に行われているいじめをないものとして無視したり、おおいかくしてしまったりすることは深刻な事態を招きかねません。いじめている子どもにその非を悟らせ、解決に向けて周囲が協力して取り組むことが大切です。

命を大切に教育を心がけましょう。

豊かな自然・生活体験の場を通して、生命を大切にすることを考える機会を与える必要があります。

地域社会の関係機関と連携して、問題の解決をはかりましょう。

行政機関では専門職員を配置し相談に応じています。これらの機関と連携協力していくことが大切です。

(2) 家庭での取組

いじめは家庭教育のあり方と大きく関わっています。善悪の判断や正義感、他人への思いやりや弱い立場にある者を助ける勇気などを子どもに身につけさせる責任は、まず家庭にあります。保護者自身が自分自身の生活態度を日頃から見直して、子どもに対して人間としてのあり方・生き方を示すことが必要です。

また、家庭は深い愛情と信頼で結ばれ、子どもにとって安らぐことのできる「心の居場所」である必要があります。子どもの日常生活に気を配り、子どもが発する危険信号や変化を敏感に捉えることが保護者の役割です。

《 知っていますか 》

— 不登校とひきこもり —

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいいます。

文部科学省では、年間30日以上「不登校」を理由とする欠席者数の調査をしています。この調査によると、平成16年度における全国の国公私立小・中学校における不登校児童・生徒数は、123,317人となっており、平成13年以降も少しずつ減少しています。

一方、神奈川県平成16年度の公立小・中学校における不登校児童・生徒数は8,969人で、2年連続減少していますが、中学生は若干増加という結果が出ています。

不登校状態が継続している理由については、小・中学校ともに「不安など情緒的混乱」、「複合（複合的な理由によりいずれの理由が主であるか決めがたい）」、「無気力」が多くを占めています。

また、最近「遊び・非行型」の不登校も問題になっています。

「ひきこもり」とは、様々な要因によって社会的な参加の場がせばまり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことをさします。（神奈川県立精神保健福祉センター「ひきこもり支援ハンドブック」より）

不登校が長期化し、その後ひきこもりとなる場合もありますが、ケースによっても違いがあります。いずれにしても、関係機関に相談することが大切です。相談機関としては、不登校の場合、学校をはじめ各市町村教育委員会の教育相談窓口や教育支援センター（適応指導教室）、県立総合教育センターなどがあります。ひきこもりの場合は、各地域の保健福祉事務所（保健所）や神奈川県立精神保健福祉センターが窓口になっています。

また、県立青少年センター内の青少年サポートプラザでは不登校、ひきこもり、非行等で悩んでいる青少年や家族の方からの相談に応じています。なお、フリースクール・フリースペース・親の会を運営しているNPO等でも相談を受けています。

不登校やひきこもりでは、しばしば生活リズムの乱れが見られます。また、「私はダメな人間だ」と自分に否定的になってしまう場合や、本人だけでなく、家族も焦る気持ちや心配で疲れてしまうこともあります。家族がそれぞれの生活リズムをしっかりともち、生活を楽しみ、本人にとってリラックスできる環境をつくるのが大切になります。

《 知っていますか 》

— 情報メディアの正しい活用 —

インターネットなどの情報メディアの進展と普及によって、子どもたちを取り巻く環境が著しく変化しました。その一つに携帯電話等の普及があります。県内の中学生・高校生を対象に行ったアンケート調査では、中学生の54.6%、高校生の92.0%が携帯電話を所有しているという結果がでています。（平成15年度県高校教育課「携帯電話・PHS利用に関するアンケート調査」による）

情報メディアの使用方法によっては、メール一つで麻薬等の薬物が簡単に入手できたり、出会い系サイト等に関わる事件に巻き込まれたりします。平成14年中の出会い系に関係した事件の検挙数は、全国で1,731件に達し、平成13年の1.9倍にも上っています。全事件のうち約97%にあたる1,672件は携帯電話によるものでした。（P56）（広報資料平成15年2月6日警察庁による）

また、有害情報を規制することが難しいため、意図がなくても目にふれてしまうといったことや、子どもたちが発信した情報が、読み手に対して不快感を与えていたり、プライバシーや著作権の侵害を引き起こすなどの問題点もあります。

情報手段としてのメディアを活用していく場合、有効な面と有害な面が表裏一体をなしていることを理解しておくことが大切です。

急速に進展する高度情報化社会に生きていこうとする中で、子どもたちだけでなく私たち大人も、主体的に情報を選択したり、活用したりする能力（メディア・リテラシー）が求められています。また、情報の発信や受信に対する基本的なルールやマナーを身につけることも大切です。

メディア・リテラシー

「メディア社会における生きる力」ともいわれ、メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力の3つの要素が有機的に結合したものをいう。（参考：総務省「放送分野における青少年とメディア・リテラシーに関する調査研究会報告書」<平成12年6月>）

各家庭でもできる対処法

子どもが利用するパソコンや携帯電話には、フィルタリング機能（閲覧・受信制限機能）を設定しましょう。

身に覚えのない高額な料金請求がきた場合、簡単に払わず消費生活センター等（P59）に相談しましょう。（参考：県警察本部少年育成課リーフレットより、一部抜粋）